

平成27年度 公立大学法人国際教養大学の業務運営に関する計画

I 教育研究に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上及び充実

(1) 卓越した外国語運用能力の養成

- ① 英語集中プログラム（EAP）においては、能力別少人数クラス（約15～20名）編成を維持する。入学してくる学生の英語力が上昇（TOEFL開学時平均491.7点、平成25年度平均541.2点）している状況に合わせ、平成25年度からTOEFLスコアによる進級基準を変更し、Level I～479点、Level II 480点～499点、Level III 500点～とした。また、学生の出席率90%以上をポリシーとし、授業への真摯な取組を奨励する。
- ② 留学申請の条件としてTOEFL 550点以上、IELTS 6.5点以上を保持し、留学後卒業前の英語能力をTOEFL又はTOEICで測る。
- ③ TOEFLスコアが伸びずに進級留学できない学生には、学修達成センター（AAC）の利用を勧め、留学要件であるTOEFL550点にスコアアップできるよう支援する。60単位以上取得してもなおTOEFLが550点未満の学生を抽出し、個別に学修達成センター（AAC）の利用を勧める。
- ④ 英語以外の外国語実践科目においても言語異文化学修センター（LDIC）の積極的な活用を促進する。
- ⑤ 第2外国語の修得を推進するため、中国語、韓国語、ロシア語、モンゴル語、フランス語、スペイン語を毎学期提供する。
- ⑥ 海外留学や留学生との共同生活等を通じて実践的外国語運用能力の向上を図る。

☆ 数値目標

- ・入学1年以内のTOEFL500点以上取得率：95%以上
- ・入学2年以内のTOEFL550点以上取得率：85%以上
- ・卒業時におけるTOEFL600点相当以上取得率：75%以上

(2) 「国際教養」教育の推進

(2) - 1 グローバルな教養

- ① 初年度教育の一部であるCCS100オリエンテーション（全員必修）の授業の中で本学の「国際教養」教育について説明する。
- ② 人文社会科学、数学・自然科学、芸術・文化等広範な分野にわたり科目を提供する。
- ③ 各授業の中で、できる限りプレゼンテーション、ディベート、グループワークを取り上げ、発信力の養成に努める。
- ④ 体系的な履修計画に基づく原則1年間の留学プログラムを実施するとともに、留学先となる海外提携校との交流を促進し、日米協働課題解決型科目などの留学プログラムの多様化を図る。
- ⑤ 日本研究をはじめとして、世界各地域の文化や歴史に関する科目を提供する。

(2) - 2 基盤教養教育

- ① 「人文科学」、「社会科学」、「数学・自然科学」、「芸術・文化」、「世界の言語」など幅広い基礎知識の修得につながる科目を提供する。
- ② 歴史、法学、政治学、社会学、数学・理科、音楽・美術、英語以外の外国語など、基礎的学修能力修得のための学修計画作成を支援する。
- ③ 日本研究科目及び東アジア関係科目の学修を通じ日本への理解を深化させる。
- ④ 中国語、韓国語、ロシア語、モンゴル語、フランス語、スペイン語を基礎的レベルで毎学期提供するとともに、言語異文化学修センター（LDIC）を利用した自律学修を推進する。

(2) - 3 専門教養教育

(2) - 3 - 1 グローバル・ビジネス課程

- ① 経済学及びビジネス全般に関する基礎知識と理論に関する科目を提供する。
- ② 金融論、国際ビジネスなどに関する科目を提供する。
- ③ 経済、ビジネス、金融の分野においてグローバル規模で起きている諸課題について、問題を発見し、それに対する自己の解決策を示すことができるよう指導する。

(2) - 3 - 2 グローバル・スタディズ課程

- ① 北米、東アジア及びトランスナショナル分野の科目を提供する。
- ② 二国間関係、多国間関係、紛争予防や国際報道などに関する科目を提供する。
- ③ 中国語、韓国語、ロシア語、モンゴル語、フランス語、スペイン語についてより高いレベルで提供するとともに、言語異文化学修センター（LDIC）ではそれ以外の外国語教材についても充実する。
- ④ 環境、貧困、人権などグローバルな規模で起きている諸課題について、問題を発見し、それに対する自己の解決策を示すことができるよう指導する。

(2) - 4 教職課程

英語科教員に必要な理論的知識、実践的技術の修得とともに使命感に満ちた教員として必要な資質・能力を養成する科目を提供し、学生への履修アドバイス、採用試験を目指す学生への支援を充実させる。

(3) 留学生に対する教育の充実

- ① 留学生の日本語能力レベルに応じた授業科目を提供し、授業を通じた日本語能力の向上を図る。
- ② 日本研究科目及び東アジア関係科目の学修やフィールドワークを伴う課題解決型科目（PBL科目）を通じ日本への理解を深化させる。
- ③ 秋田県内等で行われる様々な交流会、奉仕活動、行事等への積極的な参加を通じ地域との交流を深めさせる。

(4) グローバル・コミュニケーション実践に係る専門職大学院教育

① 英語教育実践領域

「英語が使える日本人」を育成できる英語教員、「コミュニケーション能力」を育成できる英語教員の養成及びリカレント教育を実践するため、可能な科目を提供する。

- ② 日本語教育実践領域
高度な専門知識と実践力を有し、国内外の日本語教育機関等において即戦力となる日本語教員を養成するため、可能な科目を提供する。
- ③ 発信力実践領域
メディア及びコミュニケーションに関する理論的実践的教育研究とインタビュー、交渉、ディベート、通訳などの技法の習得のため、可能な科目を提供する。

2 学生の確保

(1) 県内外からの学生の受け入れ

- ① 戦略的広報の展開
 - ア a) パンフレット等の広報資料の作成、本学ホームページの充実などにより、本学の情報を迅速に提供する。
 - b) テレビ、雑誌、新聞等マスメディアからの取材を通じて、本学のPRを図る。
 - イ a) オープンキャンパスを7月、9月、10月に、キャンパス見学会を5月、6月、8月、11月に実施する。アンケート調査等に基づき、プログラムの充実と円滑な運営を図る。
 - b) 県内外の高校からの大学見学者を積極的に受け入れる。
 - ウ a) 県外での大学説明会（Experience AIU）の開催を継続する（教員、職員及び学生の三者による；6都市に会場を設定）。
 - b) 県外高校への訪問活動（校内説明会・出前講義等を含む。）を継続する（合格・入学実績校、主要進学校及び主要予備校など。目標 350 校）。
- ② ア) 一般選抜試験において、大学入試センター試験を活用する。また、独自日程（A、B、C日程）の実施を継続する。
- イ) 特別選抜入試（AOⅠ・Ⅱ、推薦、ギャップイヤー、社会人、帰国生、外国人留学生Ⅰ・Ⅱ）、編入学試験を引き続き実施する。
- ウ) 県内高校生向けグローバル・セミナー入試を実施する。
- ③ 県内出身入学者の着実な拡大
 - ア a) 県内高校への訪問活動を継続する（全高校訪問ー各1回、主要高校訪問ー各3回）
 - b) 出前講座、個別説明会を実施するとともに、オープンキャンパスへの参加や県内高校の施設利用など本学訪問機会の拡大等により、本学の周知を促進する。
 - イ a) 英語教育含むグローバル・セミナーを実施する（第1回（5月）、第2回（8月））。
 - b) 本学交換留学生による高校訪問、県内高校生による本学訪問等の交流を促進する。
 - ウ 県内高校と連携しながら県内高校生の英語力向上を推進する。
 - エ a) 県内高校生を対象としたグローバル・セミナー入試（募集人員10名）を引き続き実施する。
 - b) 特別選抜試験の推薦入学及びAO・高校留学生入試Ⅰの募集人員の半数を県内高校生とし、県内出身者の確保に努める。

☆ 数値目標

- ・一般選抜試験倍率：5倍以上
- ・県内出身入学者数：35名以上

(2) 留学生の受け入れ

① 本学認知度の国際的向上

- ア a) 本学への短期留学及び正規生入学を目指す海外の学生をターゲットに、本学の特徴、魅力がわかりやすく伝わるよう英語版のホームページの内容を充実させる。
- b) 短期留学生、サマープログラムの参加者確保のため、英文の大学パンフレットを発行し、積極的な広報活動に活用する。
- イ a) 米国をはじめ、アジア、オセアニア、ヨーロッパの国際教育交流関係者が数多く参加する NAFSA 等の国際会議に、本学独自のブースを出展するなど、本学の取組みを積極的に紹介するとともに、国際交流・留学担当者との人的ネットワークを拡大・深化させる。
- b) 本学の提携校や留学関係の情報をキャンパス内に掲示し、来訪者や留学生に対し、本学の国際交流活動を発信する。

② 既提携校との関係強化と新規提携校の戦略的拡大

- ア a) 国際会議等の国際交流イベントへの参加、提携校訪問等の機会を利用し、提携校の関係者との情報交換を密接かつ継続的に行うことにより、関係強化を図る。
- b) 「大学の世界展開力強化事業」、「スーパーグローバル大学等事業における経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」、「スーパーグローバル大学創成支援」等の活動による学生、教職員の交流を通じて、既提携校との連携を強化する。
- イ a) 提携校はもとより、日本語プログラムに関心を持っている非提携校からの学生を、通常の Semester 及びサマープログラムに受け入れることにより、新規提携校開拓の契機とする。
- b) 本学の教育目的、学生の学修ニーズに合致する大学を世界各地の中から選び、各種ネットワークを活用した情報収集・分析を行い、新たに 5 大学以上と提携を行う。

③ 正規留学生の確保

- ア 海外からの入学希望者のための外国人留学生入試（4月入学・9月入学）を継続して実施する。
- イ 提携校や海外の大学からの入学希望者のために、編入学・転入学（2・3年次春・秋）を継続して実施する。

☆ 数値目標

- ・海外提携校数：180 大学

(3) 社会人等学生の受け入れ

- ① ア) 本学施設利用者や講演会参加者等に対して科目等履修生や聴講生制度を積極的に周知する。
- イ) 様々な業種の企業等に対し、科目等履修生や聴講生制度を積極的に周知し、企業からの派遣を受け入れる。
- ウ) ホームページを積極的に活用し、科目等履修生及び聴講生制度の周知を図る。
- ② ア) 特別選抜試験での社会人入試を継続して実施し、ホームページ等で積極的に周知する。

知する。

イ) 他大学在学者等の編入学・転入学希望者のため、編入学・転入学試験を継続実施し、ホームページ等で積極的に周知する。

(4) 大学院学生の受け入れ

- ① ア) パンフレット等広報資料を効果的に作成し、また、ホームページやマスメディアを通じた広報を推進する。
イ) 大学院生募集サイトに本学大学院の情報を掲載する。
ウ) 企業等からの派遣受入れのために、企業等に対して大学院を周知する。
エ) 県内外のJ E T関連イベントにおいて説明会を開催する。
- ② ア) 県内英語教員に対する入学金免除制度の継続や土曜開講、長期履修制度などにより社会人大学院学生の確保を図る。
イ) 専門職大学院志願者向けTOEFL-ITPテストの実施を継続する。
ウ) 4月入学を実施することにより、より多くの入学者の確保を図る。

3 学生支援

(1) 学修の支援

- ① アドバイザー制度が適切に機能するよう、研修会の開催や学生の意見が反映されるようなシステムの定着化を推進する。
- ② 学修達成センター(AAC)の利用の効果について学生及び教員に広く周知するとともに、大学院学生のティーチングアシスタント(TA)及び学部生のピアチューターを活用し、学生の留学及び卒業要件又はさらに高い学力修得の達成をめざした能動的学修意欲の向上を支援する。
- ③ 図書館においては、電子書籍の導入を含め、教育内容に密着した図書資料を整備する。また専門的な調査研究活動に 대응するため、各種ガイダンスや電子リソースの利用に関わるワークショップ等を開催し、学術情報リテラシー教育、レファレンスサービス及び利用者への教育サービスを更に充実させる。
- ④ 言語異文化学修センター(LDIC)では、英語及びその他の外国語教材をさらに拡充し、TOEFLまたはTOEIC、IELTS等同様の試験における留学要件及び卒業時の目標数値達成を目指し、より高い英語運用能力と英語以外の外国語の修得を支援する。

(2) 学生生活の支援

① 学生生活支援の充実

- ア a) 他大学のセーフティーネット、関係法令等に関する情報収集・分析を継続して行うとともに、関係部署と連携して学生の心身問題に速やかに対応する本学独自の支援システムを運用する。
b) 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」の周知を図り、引き続きハラスメントのない大学作りを行う。
c) 入学から卒業まで、学生の在学期間中の心身の健康支援を総合的に行う。
- イ a) 本学独自の授業料減免制度や奨学制度等を活用し、経済的に困難を抱えている学生の学修に支障がでないよう支援する。
b) 独立行政法人日本学生支援機構をはじめ、他団体の奨学情報を学生に提供するなど奨学に係る学生支援を多角的に行うとともに、優秀な学生及びグローバ

- ルな人材となるよう、学修面・生活面での指導を行う。
- ウ a) 毎年行われている学生満足度調査を継続実施し、学生生活等に関する学生の満足度や要望を収集・分析する。改善を要する点については、教職員で速やかに対応を検討し、大学マネジメントに反映させる。
- b) 学生と教職員から成る学生生活委員会での学生と大学の連絡調整、学生のニーズの把握・分析を通して、学生生活支援事業の改善・充実を図る。
- エ a) 多文化共生の居住環境を学内に維持するとともに、スーパーグローバル大学創成支援による新たな取組である「テーマ別ハウス群の設置」により、生活の場としての「学生寮」からリベラルアーツ教育を24時間実践するための「教育寮」への転換を図る。
- b) 学生の学生寮・学生宿舎へのニーズを的確に把握し、退寮・学生宿舎入退去の管理を徹底することにより空室を減らす。また、期間限定入居等も行い、施設の効率的な運用を行う。
- c) 入学生数、短期留学生数、各種ショートプログラムへの参加者数の増加に伴い、学生寮や学生宿舎等の施設を効率的に運用する。
- ② 課外活動支援の充実
- ア a) 学生主体で行う学生会、クラブ・サークル活動などの課外活動について、財政的な支援はもとより、企画・組織運営等に係る助言を行う。
- b) 大学や地域への貢献度の高い学生の活動を推奨し、関係団体等との連携や財政的支援を継続して行う。
- イ a) 県内の教育機関等と連携し、幼稚園・小学校・中学校・高校の児童・生徒等の英語・異文化体験プログラム及び地域での自主的活動・文化的行事等の情報提供を積極的に行い、学生に地域貢献活動の場を提供する。
- b) 学生の国際会議等への参加を支援する本学独自の「アンバサダー奨励金」による財政的支援を継続して行う。

☆ 数値目標

- ・学生アンケートにおける「学生支援」に関する満足度の割合：80%以上

(3) 進路指導及びキャリア支援

- ① 「キャリアデザイン」を必修科目として初年次から導入し、早期段階からのキャリアの理解と就業意識の向上を図る。また、選択科目である「インターンシップ」を2年次(※EAPを早期に修了した者は、1年次冬semesterから)から実施するよう学生に奨励し、現実の社会情勢や具体的な職業についての考察を促す。
- ② 親密な企業、同窓会組織や本学卒業生等を含めてキャリア支援のための外部講師を依頼し、学生により具体的な職業イメージや勤労意識を植え付ける。
- ③ 県内、県外企業等をキャンパスに招いての企業説明会、留学前の学生に対するガイダンス、首都圏における学生向けの個別の就職相談会等をできるだけ多く開催する。
- ④ 学内で国家公務員、地方公務員採用に向けたガイダンス及び情報提供を行う。
- ⑤ アカデミック・キャリア支援センター(ACSC)において、本学を含めた国内外の大学院進学希望者に対する大学院の情報提供及び個別相談による申請支援を行う。
- ⑥ 個別訪問や県内での合同企業説明会に加えて、独自に学内での県内企業説明会を開催する。

☆ 数値目標

- ・卒業生の就職・進学率：100%

4 研究の質の向上及び充実

(1) 「国際教養」教育に資する研究の推進

① 教育向上にかかる研究の推進

ア 国際系大学（国際基督教大学、上智大学、立命館アジア太平洋大学、早稲田大学国際教養学部（※グローバル5大学）等）や海外提携校などの教育・研究機関と連携し、「国際教養」教育にかかる教育システム・教授法等の研究や学生支援に係る研究開発等を推進する。

イ 各教員からの申請に基づき、研究内容を精査したうえで教員研究費を支給し、各専門分野での研究を促進するとともに、研究成果の教育への反映を図る。

ウ 学内公募型のプロジェクト研究費を活用し、教育内容の向上、教育プログラムの開発等を推進する。

② FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を積極的に推進し、教育の質的向上、教育プログラムの改善を図る。

(2) 研究成果の集積と公表

① 各教員の教育研究成果について、「大学出版会」が発行する紀要への論文の掲載又は出版物等の刊行により、国内外の高等教育機関をはじめ、広く世界に発信する。

② 本学で開催する国際会議等研究会の内容について、紀要に報告書を掲載するなどして広く県民に発信する。

③ 学内の研究機関等の研究活動（受託研究等）を積極的に推進し、研究成果を地域に還元する。

(3) 学術交流の促進

① 国際系大学や海外提携校などの教育・研究機関と連携し、共同研究や学術交流を促進する。

② 国際会議の開催、海外から研究者を招いてのワークショップ等の開催など、本学の研究活動を盛んにするために、海外の研究者との交流を積極的に企画し、また研究成果等をグローバルに発信していく。

③ 提携校をはじめとした海外の大学からの教員や研究者の招聘について検討する。

II 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 教育機関との連携

(1) 地域の学校等との連携

① ア) 県内自治体と、国際交流に関する協定の締結を促進し、継続的な異文化交流・国際交流事業を実施する。

イ) 県内の小・中学校などとの交流活動を促進し、本学学生（留学生を含む）の派遣交流や本学に小・中学生等を招いての交流など、双方向の活動を行う。

ウ) 留学生及び本学教員を小・中学校の英語授業へ参加させることで、児童・生徒の英語教育への支援を行う。

② ア) 県内高校での出前講座への講師派遣や、高校生を対象とした英語力向上のた

めの各種セミナー等を実施する。

イ) 県内の高校との交流活動を促進し、本学学生（留学生を含む）の派遣交流や本学に高校生を招いての交流など、双方向の活動を行う。

ウ) 留学生及び本学教員を高校の英語授業へ参加させることで、児童・生徒の英語教育への支援を行う。

③ 県教育委員会と連携し、小・中・高等学校の英語教員の教育力向上のための取組みを推進する。

☆ 数値目標

・留学生の小・中学校等との交流（受入れ・派遣）回数：200回

(2) 県内高等教育機関との連携

大学コンソーシアムあきたへ参画し、高大連携授業をカレッジプラザで開講する。

また、4大学連携協定（秋田大学、秋田県立大学、秋田公立美術大学及び本学）に基づき、県内各所でイベント等を合同で実施するなどして、高校生のみならず広く一般県民の知的好奇心の向上を支援する。

2 国際化推進の拠点

(1) 卒業生及び留学生ネットワークの形成

ア) 本学と卒業生が連携して大学を支援する同窓会組織がより活発に活動できるよう、同窓会と協力して、ホームページの更新など情報発信を随時行う。また、同窓会主催の活動（ホームカミング、地域プロジェクト等）の実施により、本学と卒業生の繋がりを拡充するとともに、同窓会の地域貢献を目指す。

イ) 本学と短期留学生、あるいは帰国した短期留学生同士が情報交換でき、継続してコミュニケーションをとれるような場として、同窓会ネットワーク機能を充実させる。

(2) 東アジア交流等の促進

① アジア地域研究連携機構の調査・研究活動を通して、アジア地域との交流を促進する。

② アジアの高等教育機関等との教員交流の拡大や共同研究等を通して、交流の促進を図るほか、調査・研究の成果や機構の取組をホームページ等を活用して情報発信する。

③ 自治体の政策立案や企業の海外展開等を支援するほか、研究成果の学生への還元等により、海外で活躍する人材の育成を支援する。

また、アジアの政治、経済、外交などの専門家を講師に迎え、公開講座を学内で開催し、アジア分野の教育の充実を図る。

④ アジア出身の本学教員や留学生を、県内教育機関や地域のイベント等へ派遣し、県民のアジア地域に対する理解を促進する。

3 地域社会との連携

(1) 多様な学習機会の提供

① ア) 県内各地域からの大学見学者を積極的に受け入れることで県民が本学に関する理解を深める機会を提供する。

イ) 県内各地での公開講座、カレッジプラザや本学を会場とした各種セミナーを開催することにより、より多くの県民の知的好奇心の向上に資する。

また、地域課題やアジアの専門家などを講師に迎え、カレッジプラザ等において、公開講座を一般県民向けに開催する。

ウ) 県内の教育機関や自治体などへ本学教員を講師・委員として派遣することで、本学の知的財産を広く活用する。

- ② 学内で開催される外部講師による特別講義等について、大学ホームページ等で広報し、可能な限り一般県民に公開する。
- ③ サテライトセンターを一般に無料開放し、本学教職員による講座の開催や、交換留学生との外国語による会話の時間を設けるなど、外国語学習・異文化交流の機会を提供する。
- ④ 本学が持つ英語教育に関する豊富な経験を全国の小中高校生や教師に還元するため、本学の学生が小中高校生に「英語で英語を学ぶ」プログラムを提供する「イングリッシュビレッジ」や、本学の教員が小中高の英語教員に「英語で英語を教える」ことについての講義や実習プログラムを提供する「ティーチャーズセミナー」を実施する。

☆ 数値目標

- ・公開講座等開催回数:10回以上

(2) 地域活性化への支援

- ① アジア地域研究連携機構では、アジア地域の活力を県内経済に取り込むための調査・研究を進めるとともに、県内企業の海外展開を積極的に支援する。
- ② アジア地域研究連携機構では、県内の地域活性化に反映させる事業等を、自治体等と連携して行い、秋田県に関する調査・研究と成果等の情報発信を進める。

(3) 大学資源の活用と開放

- ① 本学の学生と地域との交流活動を冊子としてまとめ、県内の関係団体に配布することで情報発信を行う。
- ② ア) 図書館、言語異文化学修センター(LDIC)について、利用案内の配布及びホームページ等での情報提供により、県民への周知と利用促進を図る。
イ) 図書館では地域住民など年間図書館登録者(約200名)への学外サービス、資料閲覧、複写、館外貸出などを行う他、企画展示会の開催を通じ生涯学習活動の支援を行う。
- ③ 県民や各種団体、教育機関に広く大学を開放し、留学生を含む学生との交流等、地域に開かれた大学づくりを行う。

III 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 組織運営の体制

- ① 的確かつ迅速な大学の意思決定を行うため、大学経営会議を年10回、教育研究会議を年10回開催する。
- ② スーパーグローバル大学創成支援事業の進行管理を行うSGU・学修改革推進会議(仮称)を定期的で開催し、同事業の着実な推進を図る。
- ③ ア) 学生会を通して定期的に学生の声を集約するとともに、適宜、大学経営者と意見交換を行うなど双方向のコミュニケーションを図る。
イ) 保護者の会の役員会・各地で開催する地区別懇談会や同窓会ホームカミング・

役員会等の会合に大学経営者などが参加し、保護者や同窓生などの意見を収集・分析し、大学マネジメントへ反映させる。

ウ) 大学院生・学部生の学生生活に関する満足度調査を継続実施し、調査結果を分析することにより、大学マネジメントへ反映させる。

エ) 学生の意見を聴取し、大学の判断を的確に伝えるために、学生生活委員会を年2回以上、学生寮会議を年2回以上、学生宿舍会議を年2回以上開催する。

(2) 大学運営の高度化

① 客観的なデータに基づいた効率的な自己点検・評価を行うとともに、県地方独立行政法人評価委員会や認証評価機関、本学独自の外部評価委員会による評価結果を業務内容や組織の改善に反映する。

② 教職員に対する評価、学生による授業評価、学生満足度など学生による評価結果を大学運営の改善に反映させる。

(3) 人事の最適化

① 教員については、3年の任期制、評価に基づく年俸制を維持する。また、労働契約法の改正を考慮のうえ、テニユア制度の最適化を図る。

② 教員全体を対象としたFD及びテーマごとのFDについて、ファカルティ・ディベロップメント委員会で検討し、年間3回以上実施する。

③ SD（スタッフ・ディベロップメント）のため、研修会を開催するほか、職員を各種研修に派遣するとともに、ジョブ・ローテーションを適宜実施する。本学の授業の受講については、業務に支障が生じない限り極力奨励する。

④ 大学運営上、長期的に必要となる人材について、プロパー職員を採用する。

2 財務内容の改善

(1) 財政基盤の強化

① 経営の安定化を図るため、剰余金の一部を基金に積み立てる。

② 外部資金の確保

ア 大学独自の奨学金制度の財源となる募金（寄附金）活動について、広く企業や保護者等に働きかけるなど、その確保に努める。

イ 外部競争資金や受託事業の確保について組織的に取り組み、外部資金に関する学内外の説明会等の案内、研究資金の公募情報の提供などを、学内掲示板等を使用し教員に周知することで、積極的に呼びかける。

(2) 経費の節減

① 低コスト印刷機を優先的に使用し、経費の抑制を図る。

② 光熱水費の増嵩を抑制するため、消灯と室温管理を徹底するほか、講義棟のLED化を図る。

3 自己点検評価等の実施及び情報公開

(1) 自己点検評価等

自己点検・評価を毎年実施するとともに、県地方独立行政法人評価委員会及び本学独自の外部評価委員会による多面的な外部評価を効率的に実施する。

(2) 情報公開

- ① ホームページや広報物を通して、県地方独立行政法人評価委員会及び認証評価機関等による各評価結果、学生の確保に関する情報、大学運営に関する計画、財政状況等大学に関する情報を積極的に公開する。
- ② 本学の行う教育の内容や社会貢献活動等への理解を深めてもらうため、ホームページや各種広報物、マスメディアを通しての目的別情報発信を積極的に展開する。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 安全管理体制の整備

- ① ア) 本学のリスク管理体制を改善し、学生寮・学生宿舎に居住する学生を対象とした防災訓練を定期的実施するなど、キャンパス内居住にかかるリスク管理を徹底する。
イ) 危機管理会社等と連携し、留学に伴うリスクに対応するための態勢を整備するほか、留学前オリエンテーションや配布文書を通して、留学時におけるリスク管理の徹底を図る。
ウ) 専門家による冬期間の安全運転講習会、AED（自動体外式除細動器）講習会、CPR（人工呼吸法、心肺機能蘇生法）講習会などを実施する。CPR講習会により、参加者に資格を付与し、学内のCPR資格保持者の増加を目指す。特に学生寮・学生宿舎のレジデント・アシスタント（Resident Assistant）や管理スタッフ、学生課スタッフには、業務遂行上有効な資格であるため、参加・資格取得を薦める。
エ) 感染症（インフルエンザ、ノロウイルス等）の蔓延を防ぐために、学生・教職員に対し感染症防止・対応に必要な情報を周知徹底する。
オ) リスク管理責任者の指導のもと、職員研修及び訓練を実施する。
- ② 法令遵守の徹底
ア) SD、FDなどを活用して、法令の遵守やガイドラインについて周知する。
イ) 新入生オリエンテーション、学生寮会議、学生宿舎会議、学生生活委員会、学生会、クラブ・サークル委員会等学生が集まる機会を利用して、飲酒・薬物等に関する法令遵守の徹底やハラスメントの防止ガイドライン等の周知を図るとともに、学内外における学生のマナー改善と意識付けを強化する。

(2) 教育研究環境の整備

- ① 施設設備の修繕計画を策定する。
- ② IT機器等の更新を計画的に実施する。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,059
自己収入	983
授業料等収入	694
その他収入	289
受託研究等収入	19
文部科学省等補助金収入	165
施設費補助金収入	97
積立金繰入	51
計	2,374
支出	
教育研究経費	441
人件費	1,391
一般管理費	424
受託研究等経費	19
資産整備費	99
計	2,374

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,330
教育研究経費	441
受託研究等経費	19
人件費	1,391
一般管理費	401
減価償却費	78
収益の部	2,281
運営費交付金収益	1,059
授業料等収益	694
受託研究等収益	19
補助金等収益	165
寄附金収益	24
資産見返負債戻入	55
雑益	265
純利益	△49
積立金取崩額	49
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,374
業務活動による支出	2,226
投資活動による支出	148
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,374
業務活動による収入	2,226
運営費交付金収入	1,059
授業料等収入	694
受託研究等収入	19
寄附金収入	24
補助金等収入	165
積立金繰入	0
その他収入	265
投資活動による収入	148
施設費補助金収入	97
積立金繰入	51
財務活動による収入	0
長期借入れによる収入	0

V 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受け入れの遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を1億円とする。

VI 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

剰余金については、「剰余金の使途の取扱いに関する覚書」に基づき使途計画を策定し、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

VIII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標・中期計画を達成するために必要となる施設・設備の整備、改修の検討を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ① 常勤の教職員の採用については原則公募により行う。採用に当たっては、非常勤教員の減少を図るなど総人件費の抑制に努めながら行う。
- ② 業績評価に基づく年俸制を雇用の基本形態として維持する。

(3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

積立金については、使途計画を策定し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし